

2026年4月1日

2026年度宇都宮共和大学内部質保証会議委員名簿

宇都宮共和大学内部質保証会議規程に準じて掲載する。

(組織)

第4条 質保証会議は以下の職にある者をもって組織する。

役職名	氏名	選出区分	備考
学長	須賀 英之	第4条第1項	須賀学園理事長 宇都宮共和大学学長 宇都宮短期大学学長
副学長	河田 隆	第4条第2項	宇都宮共和大学 子ども生活学部教授
学部長	田部井 信芳	第4条第3項	宇都宮共和大学 シティライフ学部教授
学部長	杉本 太平	第4条第3項	宇都宮共和大学 子ども生活学部教授
事務局長	枝 健太郎	第4条第5項	宇都宮共和大学 シティキャンパス事務局長
事務局長	江田 壮一	第4条第5項	宇都宮共和大学 長坂キャンパス事務局長
須賀学園監事	齋藤 秀雄	第4条第6項	元足利銀行執行役
須賀学園事務長	井上 敦史	第4条第7項	須賀学園法人本部事務長
自己点検・評価 推進部会長	大石 和博	第4条第8項	宇都宮共和大学 シティライフ学部教授
自己点検・評価 推進部会長	桂木 奈巳	第4条第8項	宇都宮共和大学 子ども生活学部教授
その他	指名による	第4条第9項	学長が必要と認めた者

(運営)

第5条 質保証会議は、毎年度1回以上開催するものとし、学長が招集する。学長に事故がある時は、学長があらかじめ指名した者が招集する。

2 質保証会議は、必要に応じて第4条に定める者以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 質保証会議の事務は、本学事務局学務課が担当する。